

平成30年（2018年）7月27日

宝塚市教育委員会 様

宝塚市立公民館指定管理者選定委員会
委員長 伊藤 篤

宝塚市立公民館指定管理者の候補者の選定について（答申）

平成30年（2018年）5月8日付け宝塚市教育委員会諮問第2号で諮問のありました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

(1) 選定の目的

宝塚市立中央公民館、同東公民館及び同西公民館について、平成31年（2019年）4月から新たに指定管理者制度を導入するため、平成31年（2019年）4月1日から平成36年（2024年）3月31日までの期間における当該施設の指定管理者を、宝塚市立公民館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）において決定された募集要項等及び選定基準に基づき適当な候補者の選定を行うものです。

(2) 選定する施設

- ア 宝塚市立中央公民館
- イ 宝塚市立東公民館
- ウ 宝塚市立西公民館

(3) 申請の状況

以下の5者から申請がありました（申請受付順）。

- ア アクティオ株式会社
- イ 
- ウ 
- エ 
- オ 

2 審議内容

(1) 選定委員会委員

- | | | |
|------|------|-------------------------|
| 委員長 | 伊藤 篤 | (甲南女子大学人間科学部総合子ども学科 教授) |
| 副委員長 | 末本 誠 | (湊川短期大学 学長) |

委員	江口 文子	(弁護士)
委員	越智 彰	(税理士)
委員	松川 富貴子	(宝塚市自治会連合会 理事)
委員	杉野 明子	(宝塚市PTA協議会 執行部役員)
委員	斜森 はぐみ	(市民公募委員)

(2) 選定経緯

- ア 第1回選定委員会 平成30年(2018年)5月8日
(募集要項・業務仕様書・選定基準の決定)
- イ 公募期間 平成30年(2018年)6月1日から7月2日まで
- ウ 第2回選定委員会 平成30年(2018年)7月24日
(書類審査及びプレゼンテーション審査の実施)
- エ 第3回選定委員会 平成30年(2018年)7月27日
(指定管理者候補者の決定)

(3) 審査方法

採点項目(15項目)と配点(120点満点)を設定し、提出された申請書類並びにプレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。

選定に際しては、委員ごとの評価点合計の1位の判定が最も多い団体等に決定することとしました。また、委員7人の評価点を合計して840点満点とし、504点(60%)を必要最低点数と定め、この点数に満たない者は候補者に選定されないこととしました。

3 選定結果

(1) 選定結果

委員ごとの評価点合計において1位の判定が最も多い団体等はアクティオ株式会社で、4人の委員が1位の判定をしました。

また、アクティオ株式会社の総評価点は840点満点中641点(76.3%)で、必要最低点数504点(60%)を上回っていました。

これら各委員の審査結果に基づいて委員会で審議を行った結果、以下の申請者を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

住 所 東京都目黒区下目黒1丁目1番11号目黒東洋ビル4階
 名 称 アクティオ株式会社
 代表者 代表取締役 鈴木 悟

(2) 選定理由

候補者として選定したアクティオ株式会社は、選定委員7人のうち4人が1位の判定をしており、評価点数は840点満点中641点で、76.3%の評価点率でした。

選定に当たり、特に評価された点としては、宝塚市の地域の特性及び各公民館の状況並

びに社会教育委員の会議からの意見書を把握した上で各種提案がなされたことが挙げられます。一例として公民館3館が市南部に設置されていることから市北部を中心とした出前講座の実施や、図書館、文化施設など他分野の公共施設との共同・連携事業について提示がありました。また、地域で活動する団体や大学、民間企業などとの連携についても提案があり、市民ニーズを踏まえた運営が期待できます。

その他、人件費は安易に削減しないことや地元雇用優先など、人材配置及び育成の重要性を十分に認識している点、予約方法の改善や利用者の利便性向上に配慮した備品整備などサービス向上の具体的な提案、自ら住民の意見を聞き取る積極的な姿勢などが評価されました。

以上を踏まえ、本委員会としては、同社を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

4 選定に当たって

当該団体等を指定管理者の候補者として選定するに当たり、本委員会としては特に以下の点について十分な理解と配慮を求め、提案内容を誠実かつ確実に履行するよう努められることを望みます。

- (1) 窓口業務は、単なる受付ではなく利用者の意見や要望を直接聞き取り、相談業務も行う公民館の顔ともいえる重要な職務であることに鑑み、人員配置及び職員研修に特段の配慮を講ずること。
- (2) 利用者の要望、意見収集に関する取組についての提案のみならず、苦情等についても可能な限り情報を開示の上、データベース化し共有すること。
- (3) 情報発信について、紙媒体の充実とともにSNS等を積極的に活用することで、常に新しい情報を提供し、若年層から高齢者まで多世代に対しタイムリーかつ豊富な情報が行き渡るよう取り組むこと。
- (4) 個人情報漏洩を未然に防ぐ具体的な仕組みを構築するとともに、実行できる体制を整備し、適切な個人情報保護に努めること。